

入札公告（説明書）

令和2年6月16日

東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 田中 直樹

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付する入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 契約件名	道東自動車道 占冠東地区地質調査
1-2. 契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹
1-3. 契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号 (電話) 011-896-5777
1-4. 競争契約の方法	条件付一般競争入札
1-5. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-6. 入札の方法	電子入札
1-7. 落札者の決定方法	総合評価落札方式
1-8. 履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
1-9. 契約書の作成	必要 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと なお、作成方法については落札者と協議する

1-10. 契約図書

(1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 入札公告（説明書） 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
- ② 標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- ③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【令和2年4月 調査等共通仕様書】を使用すること
- ④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【令和2年4月 調査等共通仕様書】を使用すること
- ⑤ 特記仕様書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑥ 金抜設計書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑦ その他契約（発注用）図面等 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑧ 競争参加資格確認申請書 様式1-1のとおり
- ⑨ 入札書 電子入札システムの様式のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 交付等）により交付するので、上記契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 交付図書の交付期間は、令和 2 年 6 月 16 日（火）から令和 2 年 6 月 30 日（火）までとする。
なお、上記期間を過ぎると、ダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務箇所 自) 北海道勇払郡占冠村字占冠
 至) 北海道勇払郡占冠村字下トマム
- (2) 業務内容 本業務は、道東自動車道 占冠 IC～トマム IC 間の占冠東地区における橋梁等の設計に必要な調査ボーリング等を行うものである。

項目	単位	数量	摘要
調査ボーリング	m	約 290	
土質試験	式	1	
岩石試験	式	1	
調査ボーリング解析	m	約 290	

- (3) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 240 日間
(4) 成果品 調査等共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」（以下、「申請書」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「地質・土質調査」にかかる NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。
- (5) 企業に必要とされる同種業務の業務実績

審査基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を 1 件以上有すること。

同種業務 : 1 契約あたり、総延長 250 m 以上の調査ボーリングを行った業務

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を本業務に配置できる者であること。なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、記 3-3 に示す申請書の提出期間の最終日までに前記大臣認定を受けていない場合にも申請書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札の時までに大臣認定を受け認定書の写しを提出する必要がある。

配置予定管理技術者

- 1) 技術士[総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）、（応用理学－地質）]又は[建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) RCCM（地質部門）又は（土質及び基礎部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者
- 3) 土木学会認定土木技術者〔上級土木技術者（地盤・基礎）コースA又はコースB、1級土木技術者（地盤・基礎）コースA又はコースB〕の資格を有する者
- 4) 地質調査技士〔（現場調査部門）、（現場技術・管理部門）、（土壤・地下水汚染部門）〕
- 5) 応用地形判読士又は応用地形判読士補
- 6) 地すべり防止工事士

(7) 審査基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を 1 件以上有すること。

配置予定管理技術者

- 1) 同種業務 : 1 契約あたり、総延長 250 m 以上の調査ボーリングを行った業務
- (8) 令和 2 年 6 月 30 日現在の技術者の手持ち業務（プロポーザル方式で特定後未契約のものを含む）が、次に示す業務量未満である者。

配置予定管理技術者 : 管理技術者又は担当技術者として従事する契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満である者。

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

また、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が 2 億円未満かつ契約件数の合計が 5 件未満である者。

※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。
 - 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。
- ② 施工管理業務の請負人

保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和 2 年度）土木施工管理業務

（請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道）

道東自動車道 新得清水工事区施工管理業務

(請負人：大成エンジニアリング株)

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認	◇必要事項を記載のうえ記名すること

申請書 (様式 1-1)	◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
企業の同種業務の実績 (様式 1-2)	<p>◇記 3-1(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）又は西日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 西日本」という。）（以下、NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の 3 会社を総称して「NEXCO3 会社」という。）・国土交通省又は NEXCO3 会社以外の高速道路会社の場合で「調査等成績評定通知書」（以下、「成績評定点」という。）の通知を受けている場合はその写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
企業の同一業種における表彰実績 (様式 1-3)	<p>◇記 3-1(2)に示す業種区分「地質・土質調査」に該当する業務において表彰実績がある場合に記載すること</p> <p>◇表彰実績は、平成 22 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている業務であること</p> <p>◇表彰実績がある場合は、必ず表彰状等の写しを添付すること</p> <p>◇複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い評価となる表彰実績で評価する</p>
配置予定管理技術者 の資格等 (様式 1-4)	<p>◇記 3-1(6)に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇外国資格を有する者については、技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること</p> <p>◇手持ち業務は、審査基準において、NEXCO 東日本以外の発注機関（国内外を問わず）の業務を含め、管理技術者又は担当技術者として従事している 500 万円以上のすべての業務を記載すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
配置予定管理技術者 の同種業務の経験 (様式 1-5)	<p>◇記 3-1(7)に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</p> <p>◇記載する業務経験は、様式 1-4 に記載した技術者のみの業務経験とする</p> <p>◇記載する業務は、平成 22 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする</p> <p>◇配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO3 会社・国土交通省又は NEXCO3 会社以外の高速道路会社の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>

業務実施体制 (様式 1-6)	<p>◇本業務の配置予定技術者（競争参加希望者に所属する技術者）を記載すること</p> <p>◇担当技術者は最大 3 名まで記載できるが記載した技術者を必ず配置すること</p> <p>◇本業務の組織体制（再委託先を含む）が明らかとなるよう作成すること</p> <p>◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的な内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること（共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む）</p> <p>◇共通仕様書 1-19-1 「主たる部分の再委任」又は 1-49-12 「第三者への委任等について」に示す部分を再委任してはならない</p>
----------------------------	--

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
- (3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めないので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。
 - ① 提出期間 入札公告の日から令和 2 年 6 月 30 日（火） 16 時 00 分まで
 - ② 提出場所 記 1-3 「契約担当部署」
 - ③ 提出方法 電子入札システム
※申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 提出書類 記 3-2 により作成した「申請書」
なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。
- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
※確認結果通知予定日 令和 2 年 7 月 15 日（水）
- (2) 「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、記 3-3 において提出された技術資料に基づき行う技術的な評価（以下、「技術評価」という。）と、入札において制限価格の範囲内で入札を行った者の入札価格に基づき行う価格の評価（以下、「価格評価」という。）を総合的に評価することにより、NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札者又は落札予定者と決定する方式をいう。

4-2. 技術評価の評価項目、評価基準

契約責任者は、記 3-4 において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準により技術評価を行う。なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価項目					配点
評価基準					
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務実績	(様式 1-2) 同種業務の実績を以下の順位で評価する。 なお、同種業務の実績は平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務を対象とする。 ①同種業務実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本発注の業務 ②同種業務実績が国土交通省発注の業務 以下の場合は加点しない。 ③同種業務実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務
					①25 点 ②12.5 点 ③0 点
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務成績	(様式 1-2) 同種業務の成績を以下のとおり評価する。 同種業務が平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務である場合、成績評定点について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。 計算式 $= 20 \text{ 点} \times \frac{(\text{競争参加者の成績評定点} \text{※1} - 70 \text{ 点})}{(90 \text{ 点} - 70 \text{ 点})} \times \text{係数} \text{※2}$ ※1 90 点以上は 90 点とする ※2 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の実績の場合 : 1.0 国土交通省の実績の場合 : 0.5 以下の場合は加点しない。 ①同種業務実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に引渡しが完了した業務で成績評定点が 70 点未満の業務 ②成績評定表の写しの添付（提出）がない場合	20 点 ～0 点
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同一業種における表彰実績	(様式 1-3) 表彰を受けている業務がある場合に以下の順位で評価する。 なお、複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ① 平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「地質・土質調査」において NEXCO 東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する。 ② 平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「地質・土質調査」において NEXCO 東日本の事務所長等表彰の実績を有する。 以下の場合は加点しない。 ③ 表彰実績がない場合 ④ NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑤ 平成 22 年 3 月 31 日以前の NEXCO 東日本における表彰実績である場合 ⑥ 業務に関する表彰ではなく企業等への感謝状である場合	①5 点 ②2.5 点 ③0 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点
事故及び不誠実な行為				以下に該当する場合に評価を減ずる。 ① 令和元年 6 月 30 日から審査基準日（令和 2 年 6 月 30 日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる文書警告を受けている場合 ② 令和元年 6 月 30 日から審査基準日（令和 2 年 6 月 30 日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる口頭注意を受けている場合	①-2 点 ②-1 点
配置	資格	資格	技術者資格等、その専門分野	(様式 1-4) 以下の順位で評価する。	①20 点 ②10 点

予定管理技術者の経験及び能力	・実績等	要件		<p>外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規程等に基づく登録を行っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RCCM ・土木学会認定土木技術者 ・地質調査技士 ・応用地形判読士又は応用地形判読士補 ・地すべり防止工事士 	
	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	<p>(様式 1-5)</p> <p>同種業務の経験を以下の順位で評価する。</p> <p>なお、同種業務経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかとし、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務とする。</p> <p>①同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本発注の業務</p> <p>②同種業務経験が国土交通省発注の業務</p> <p>以下の場合は加点しない</p> <p>③同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務</p>	<p>①20 点 ②10 点 ③0 点</p>
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務成績	<p>(様式 1-5)</p> <p>同種業務実績の成績を以下のとおり評価する。</p> <p>同種業務に従事した技術者の役職が管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者のいずれかで、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務である場合、成績評定点（技術者評定点）について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。</p> <p>計算式</p> $= 10 \text{ 点} \times \frac{\text{(従事した技術者の成績評定点※1}-70 \text{ 点)}}{(90 \text{ 点}-70 \text{ 点})} \times \text{係数※2}$ <p>※1 90 点以上は 90 点とする ※2 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の実績の場合 : 1.0 国土交通省の実績の場合 : 0.5</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>① 同種業務実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した業務で成績評定点が 70 点未満の業務</p> <p>②成績評定表の写しの添付（提出）がない場合</p>	10 点 ～0 点
資格・実績等	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数		<p>(様式 1-5)</p> <p>配置予定管理技術者が、次のいずれかに該当する場合は競争参加を認めない。</p> <p>①1 件の契約金額が 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上である場合</p> <p>②1 件の契約金額が 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上である場合</p> <p>なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の</p>	—

			総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。また、手持ち業務について「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の契約金額の合計は2億円以上、②の件数は5件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(様式1-6) 以下に該当する場合は競争参加を認めない。 ①再委任の内容が「主たる部分」若しくは「秘密の保持にかかる部分」である場合 ②業務分担構成が不明瞭又は不自然な場合 なお、「主たる部分」、「秘密の保持にかかる部分」とは次のことをいう。 ・主たる部分：調査等共通仕様書1-19-1に示す部分 ・秘密の保持にかかる部分：調査等共通仕様書1-49-12に示す部分	—	
合計				100点

第5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- ① 入札書 ・・・ 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 令和2年7月27日（月） 16時00分まで
- ② 入札書の提出場所 記1-3「契約担当部署」
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム
※申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[13]を参照のこと。
- ④ 開札執行日時 令和2年7月29日（水） 14時00分
- ⑤ 開札執行場所 記1-3「契約担当部署」

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]～[24]を参照のこと。

5-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本調査等の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

5-3. 落札者又は落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者又は落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。
 - ① 評価値(100点) = 価格評価点 + 技術評価点
 - ② 価格評価点(配点30点、定数10点) ・・・ 次に示す算式により算定する。
価格評価点 = 式①×0.5 + 式②×0.5
(式①)

$$\text{式①} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- ① 小数第4位以下を切捨てとする。
- ② 入札価格が調査基準価格を下回る場合の価格評価点は、配点+定数とする。

(式②)

$$\text{式②} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- ① 評価基準価格は、契約制限価格に10分の5.5を乗じた価格とする。なお、式②の値は、小数第4位以下を切捨てとする。
 - ② 入札価格が評価基準価格を下回る場合の価格評価点は、配点+定数とする。
- ③ 技術評価点（配点60点）…記4-2に示す評価基準により算定した値に100分の60を乗じて算出する。なお、技術評価点は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位とする。
- (3) 入札者は、落札者又は落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。
- (2) 低入札価格調査等については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

5-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- | | |
|--------|--|
| ① 受付期間 | 入札公告の日から令和2年7月15日（水）まで
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。（行政機関の休日を除く） |
| ② 受付場所 | 記1-3「契約担当部署」 |
| ③ 受付方法 | 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（期間内必着のこと）により提出すること |
- (2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- | | |
|--------|---|
| ① 回答期限 | 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を除く） |
| ② 回答方法 | NEXCO東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する |

⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書第 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 無

6-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 受注者の責により、入札時に技術評価された内容が履行されていない場合、若しくは履行確認を行った結果、配置予定技術者が配置されていない場合は、その程度により成績評定を減じる。

(2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は建設工事を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

(3) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

以上